

## 名張市電子入札システム導入・運用業務委託公募型プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和6年6月7日

名張市長 北川 裕之

### 1 業務概要

#### (1) 業務の目的

名張市の入札手続きの透明性、公平性の確保、事務の効率化・迅速化、また事業者の負担軽減を図るために電子入札システムを導入する。

#### (2) 業務名

名張市電子入札システム導入・運用業務委託

#### (3) 業務場所

名張市鴻之台1番町1番地 地内

#### (4) 業務内容

別紙「名張市電子入札システム導入・運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (5) 履行期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

ア システム導入業務（システム構築、操作説明会及び実証実験の実施に係る業務）

契約締結の日から令和7年3月31日まで

イ システム運用業務（本運用）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

※令和7年4月1日からの本運用に係る契約は、特命随意契約による地方自治法第243条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

#### (6) 業務委託に係る見積限度額

契約期間における業務委託の上限額は42,250,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約（予定）金額を示すものではない。

また、導入と運用のそれぞれの見積限度額は次のとおりとする。

ア システム導入に係る見積限度額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ システム運用に係る見積限度額

36,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和7年度から令和11年度まで 7,250,000円×5年）

### 2 参加資格要件等

本業務への参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次に示す全ての要件を満たすこと。

- (1) 公表日現在、名張市入札参加資格者名簿に登録されているもので、「物品取扱等」の業種区分において「システム開発・管理」に登録していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に公表日から採用決定するまでの期間該当しないこと。
- (3) 公表日現在、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 名張市建設工事等資格停止措置要領(平成7年告示第48号)に基づく資格停止措置を公表日から採用決定するまでの期間受けていないこと。
- (5) 電子入札コアシステム開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であること。
- (6) 電子入札システムの構築及び運用保守に必要な知識・技術を有し、公表日現在、地方公共団体における導入・運用実績があること。なお、導入実績は、サービス提供ベンダーの事業実績でも可とする。
- (7) 本運用に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、名張市は、この契約を変更又は解除できることが契約条項となるが、これに基づき契約締結ができる者。

### 3 手続き等

#### (1) 事務局（問い合わせ先）

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市総務部 契約検査室（市庁舎4階）

電話 0595-63-7335

FAX 0595-62-0778

※土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）

#### (2) 実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとする。

内容	日程・期限等
① 募集要領等の配布	令和6年6月7日(金)午前9時から令和6年6月19日(水)午後5時まで
② 参加申込期間	令和6年6月7日(金)午前9時から令和6年6月19日(水)午後5時まで
③ 提案参加資格審査の結果通知	令和6年6月25日(火)【発送予定日】
④ 質問書受付期間	令和6年6月26日(水)午前9時から令和6年7月2日(火)午後5時まで
⑤ 質問書回答日	令和6年7月4日(木)午後5時までに順次公表
⑥ 企画提案書の提出期間	令和6年6月26日(水)午前9時から令和6年7月10日(水)午後5時まで
⑦ 提案書等説明会 (プレゼンテーション等)	令和6年7月22日(月)

⑧ 審査結果通知/優先交渉権者決定	令和6年7月26日(金)【発送予定日】
⑨ 契約締結日(予定日)	令和6年8月中旬

### (3) 参加手続き

#### ①募集要領等の配布

項目	内容
配布期間	令和6年6月7日(金)午前9時から令和6年6月19日(水)午後5時まで
配布書類	<p>&lt;募集要領等&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名張市電子入札システム導入・運用業務委託公募型プロポーザル方式募集要領(様式第3号(本書))</li> <li>2. 仕様書</li> <li>3. 企画提案書等作成要領</li> <li>4. プロポーザル審査要領</li> </ol> <p>&lt;様式&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 参加申込書(様式第4号)</li> <li>イ. 参加資格要件該当性に係る申述書(様式1-1)</li> <li>ウ. 導入実績書(様式1-2)</li> <li>エ. 質問書(様式2)</li> <li>オ. 企画提案書(様式3-1)</li> <li>カ. 見積書(様式3-2)</li> <li>キ. 見積内訳書(様式3-3)</li> <li>ク. 機能要件回答書(様式3-4)</li> <li>ケ. 参加辞退届(様式1-3)</li> </ol>
配布方法	<p>下記URL(名張市ホームページ)からダウンロードするものとする。</p> <p><a href="http://www.city.nabari.lg.jp/s006/120/060/20240521/20240521180006.html">http://www.city.nabari.lg.jp/s006/120/060/20240521/20240521180006.html</a></p>

#### ②参加申し込み

- ・参加希望者は、参加申込書等必要書類を名張市総務部契約検査室へ提出し、企画提案への参加資格について審査を受けること。
- ・書類提出後、追加資料の要求やヒアリングをする場合がある。
- ・期限までに提出されない場合は、本企画提案への参加は認めないものとする。
- ・参加申込時には書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けないものとする。

項目	内容
受付期間	<p>令和6年6月7日(金)午前9時から令和6年6月19日(水)午後5時まで</p> <p>※土曜日、日曜日を除く。</p> <p>午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く)</p>
提出方法	持参又は郵送

	※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア. 参加申込書（様式第4号） イ. 参加資格要件該当性に係る申述書（様式1-1） ウ. 導入実績書（様式1-2） 履行実績を証明するもの（契約書の写し、履行証明書、完成認定書等）を添付すること
提出先	名張市鴻之台1番町1番地 名張市総務部 契約検査室

### ③提案参加資格審査の結果通知

- ・参加資格要件等に基づき、参加申込書を提出した者の審査を行い、当該参加申込書を提出した者の中から一定の条件を満たす企画又は技術等の提案者（以下「提案者」という。）を選定し通知するものとする。（令和6年6月25日（火）発送予定）
- ・提案者として選定しなかった者（以下「非選定者」という。）に対して、その旨を通知するものとする。なお、非選定者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、市長に対して非選定の理由について説明を求めることができる。

### ④質問書の受付と回答

項目	内容
受付期間	令和6年6月26日（水）午前9時から令和6年7月2日（火）午後5時まで ※土曜日、日曜日を除く。 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）
質問方法	「質問書」（様式2）を用いて、名張市総務部契約検査室宛にFAXまたは電子メールにより送付すること。 ※FAX番号：0595-62-0788 ※電子メールの場合は、送信の表題を「電子入札システムプロポーザル質問書（提案者名）」とし、添付ファイル形式はエクセルで送信すること。 ※必ず電話（0595-63-7335）にて到達確認を行うこと。
回答方法	提出された質問事項は、質問事業者名を伏せ名張市ホームページにて回答日までに順次公開する。 回答日：令和6年7月4日（木）午後5時まで

### ⑤企画提案書の提出

- ・提案参加資格審査で、提案者として選定された後、下記の必要書類を提出してください。
- ・企画提案書は企画提案書等作成要領のとおり作成してください。

項目	内容
受付期間	令和6年6月26日（水）午前9時から令和6年7月10日（水）午後5時まで ※土曜日、日曜日を除く。 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア. 企画提案書（様式3-1）

	イ. 企画内容書（任意様式） ウ. 見積書（様式 3-2） エ. 見積内訳書（様式 3-3） オ. 機能要件回答書（様式 3-4）
提出部数	・上記提出書類については、次とおり紙及び電子データを提出すること。 紙媒体 正本： 1部 副本： 11部 合計 12部 電子媒体 各 1部（データは PDF 形式とする） ※電子媒体についてはメールやインターネット経由または CD 等の媒体でも提出可。
提出先	名張市鴻之台 1 番町 1 番地 名張市総務部 契約検査室

#### (4) 選定及び審査方法

##### ①選定方法

- ・名張市電子入札システム導入・運用業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて提案書等説明会（プレゼンテーション）を開催し、「名張市電子入札システム導入・運用業務委託公募型プロポーザル提案評価基準」に基づき採点、審査し、最優秀事業者として選定する。

##### ②提案書等説明会（プレゼンテーション）

- ・提案書等の説明（プレゼンテーション）は、企画提案書の提出順に提案事業者が提出した「企画提案書」を基に実施する。
- ・本説明会へ参加しなければ、応募は無効とする。

項目	内容
予定日	令和 6 年 7 月 22 日(月) 午後 2 時開始
実施場所	名張市役所 2 階 庁議室 ※オンライン参加は不可
企画提案 質疑応答	・企画提案書の提出順に実施する。 ・1 事業者 60 分程度とする。 (入室・機器準備等：5 分、提案等発表時間：20 分以上 30 分以内、質疑応答時間：20 分程度、機器撤去・退室：5 分)
実施方法	プレゼンテーションに必要な機器は提案事業者が用意すること。 ※HDMI 接続ケーブル、プロジェクター、スクリーンは本市が用意するため必要であれば利用可能。
出席者	提案者の出席者数は 5 名までとすること。
傍聴等	プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。

##### ③審査方法

- ・企画提案書等の資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に選定委員会が審査及び評価し、本業務の受託事業者として最適な提案者を優先交渉権者と決定する。  
なお、提案者が 1 者のみであった場合でも選定手続を実施する。

#### ア. 審査及び評価

- ・提案者が提出した企画提案書等の資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を、評価基準表（別紙1）に基づき、総合的に審査し評価する。

#### イ. 評価方法

- ・評価基準表（別紙1）に基づき、企画提案評価点を140点、機能評価点を10点、価格評価点を50点とし、200点満点で評価する。
- ・なお、「1 業務概要（6）業務委託に係る見積限度額」に示す上限額を超える見積提案額を提示した提案者については失格とする。

#### ウ. 優先交渉権者の選定

- ・提案者が複数の場合、提案者ごとに審査及び評価を行い、合計点数が高い順に順位をつけ、1位となった提案者を優先交渉権者とする。
- ・提案者が1者のみであった場合は、審査及び評価を行った後に、その提案者を優先交渉権者とするかどうかを選定委員会で協議し決定する。

※詳細は、別紙「名張市電子入札システム導入・運用業務委託プロポーザル審査要領」を参照

### ④審査結果の通知

- ・審査結果は各提案者に文書で通知するとともに、名張市ホームページにおいても公表する。

【通知日：令和6年7月26日（金） 発送・公表予定】

- ・なお、選定内容及び審査結果についての問合せは受け付けないものとする。

### （5）契約

- ・優先交渉権者との間で契約に向けた仕様の最終調整を行い、契約金額を含め契約内容の詳細について協議・調整を行うものとする。（企画提案書の内容は、契約内容としてすべてを承認するものではない。また、企画提案書に記載した見積金額を超える価格での契約締結は行わない。）なお、優先交渉権者と契約の合意に至らなかった場合は、選定手続において2位となった提案者と契約に向けた調整を行うものとする。また、契約締結日（予定日）は、令和6年8月中旬とする。

## 4 情報公開

名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）に基づき公開する。

## 5 その他必要と認める事項

### （1）参加辞退

- ・提案を辞退する場合は、提案書提出期限までにすみやかに事務局まで書面にて、参加辞退届（様式1-3）を提出すること。

### （2）費用及び帰属

- ・参加申込並びに企画提案にかかる書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とし、それにかかる費用負担を市は行わないものとする。

- ・提案報酬は、支払わないものとする。
- ・提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者に無断で使用しないものとするが、提案書等説明会（プロポーザル）に必要な範囲において複製を作成することはある。
- ・提出された書類は、いかなる理由があろうと返却しないものとする。

### （３）留意事項

#### ①応募の無効

・次のいずれかに該当する者の行った応募は、無効とする。また、次のいずれかに該当する者が優先交渉権者となった場合には、当該決定を取り消すものとする。

- ア．募集要領に示した参加資格の無い者
- イ．提出書類に虚偽の記載をし、又は偽りその他不正の行為をした者
- ウ．提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が募集要領や作成要領に適合しない者
- エ．提出書類が記載上の留意事項に示された条件に適合しない者
- オ．提案書等説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）に参加しなかった者

②参加申込書の提出をもって本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。

③名張市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用するを禁止する。

### （４）使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律 51 号）に定めるものとし、通貨単位は日本円とする。

### （５）著作権等

提案者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は原則として提案者に帰属する。ただし、優先交渉権者となった提案者の企画提案書等については、著作権は提案者に留保するが、本市での施策推進のために同提案書及び同提案書記載の情報を複製すること及び編集・改変等の変更を行うこと並びに前記複製物又は前記変更を加えた物を内部利用すること及び第三者への公表を行うことをあらかじめ許諾するものとする。この場合の著作者表示（提案者名掲示）は原則行わないが、広く一般に公表する場合は提案者と協議する。

また、提案者は、企画提案文書並びに提案内容の実現において、第三者の保有する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっているものを使用する場合には、提案者の責任において必要な許諾を得るものとし、第三者の特許権等の侵害により生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

### （６）通信事故等

郵便や配送、通信等に係る事故に起因して提案者に不利益が発生した場合でも本市は一切の責任を負わないものとする。

### （７）その他

この募集要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合は提案者に随時通知する。

別紙 1

【評価基準表】

評価項目		評価内容	配点
企画提案評価	会社概要	本業務の知識・技術、経験(導入実績)を有しているか。関係する資格を有しているか。業務継続にあたり信用があるか。など	20
	提案システムの特徴	導入する目的に適しているか。導入するシステムについて、機能・性能が優れているか、操作性・視認性に優れているか、データのインポート、エクスポートは柔軟に対応できるか。	40
	プロジェクト管理・体制	本業務を遂行するに当たり、実施体制、役割は十分検討されているか。配置予定者は十分な経験・知識を有しているか。担当技術者は県内の他自治体での実績を有しているか。	10
	システム導入スケジュール及び実現方法	作業スケジュールと内容が明示され、履行期限までに実現が可能か。職員、応札者向け説明会、実証実験への支援は協力的か。	10
	カスタマイズ	カスタマイズ内容は少ないか、検討されているか。今後の法改正や入札制度改正へのシステム改修について柔軟性を有しているか。	10
	運用保守	システム運用時間、ヘルプデスク対応時間は十分か。保守体制は十分か。運用上での支援・サポートは十分か。	20
	安定稼働対策	システムのセキュリティ対策、データ保護対策、バックアップ対策、データセンターのバックアップ、障害及び災害対策は十分か。	20
	電子入札コアシステムとの連携	電子入札コアシステムのバージョンアップ対応と関連するシステムの対応は十分か。	5
	その他	上記以外に提案された内容について、創意工夫に基づき優れた点があるか。	5
機能評価	<p>本業務の仕様書で示した内容について、パッケージの標準仕様等で対応可能なのか、カスタマイズ等で対応可能なのか、代替運用（他システムとの連携など）で対応となるのかを「機能要件回答書」により提案者に回答してもらい、システムとして安定し、有利であるかを評価する。</p> <p>(評価は減点方式とし、10点から◎は減点なし、○は-1点、△は-2点とする。)</p> <p>※減点により持ち点が0点となった場合には、それ以上の減点を行わない。</p> <p>※ただし、対応不可能な項目がある場合には、評価点の合計より1項目につき5点減点とする。</p>	10	
価格点	<p>見積書に記載された価格について評価する。</p> <p>なお、見積額（税抜）は、提案者が見積書（様式3-2）に記載した見積額（税抜）の総合計額を指す。</p> <p>価格点は次の基準で評価する。</p> <p>価格点 = <math>50 \times (\text{全ての提案者のうち最も安価な見積額 (税抜)}) / (\text{提案者の見積額 (税抜)})</math></p> <p>※小数点未満切り捨て</p>	50	
合計			200